

# 経済産業省

20160328商局第3号  
平成28年3月30日

## 熱供給事故報告の運用について（内規）

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之

熱供給事業法施行規則（昭和47年通商産業省令第143号。以下「規則」という。）第26条の表第4号及び規則第27条第1項の運用について下記のとおり定める。

### 記

#### 1. 共通事項

故意に引き起こされた熱供給施設に係る事故は、規則第26条の表第4号に基づく年報並びに規則第27条第1項に基づく速報及び詳報の対象としない。

#### 2. 年報に係る事項

規則第26条の表第4号に基づく規則様式第19中の用語の定義及び記載に当たっての注意事項は、次のとおりとする。

##### （1）熱供給施設の損壊

熱供給施設の損傷又は破壊により、その機能が低下し、かつ、当該熱供給施設の機能の回復のための措置を要する場合、又は機能が喪失した場合をいう。

##### （2）供給支障

熱供給施設の欠陥、損傷、破壊など熱供給施設自体に起因するか、熱供給施設の操作に起因するか、又は停電など他の要因に起因するか否かにかかわらず、熱供給を停止し、又は緊急に制限したことをいう。ただし、以下の場合は供給支障として扱わな

い。

- ①保守作業による導管取替工事など計画的に熱供給を停止した場合
- ②熱供給による災害の発生を防止するため、予防保全を目的として熱供給を停止した場合（熱供給施設の欠陥、損傷又は破壊に係る場合を除く。）
- ③熱供給の供給条件からの逸脱が、以下のいずれかに当てはまる場合
  - (i) 水：送り温度の上限値からの逸脱の範囲が高温側に 5 度以下の場合又は送り温度の下限値からの逸脱の範囲が低温側に 5 度以下の場合（圧力の逸脱が生じている場合を除く。）
  - (ii) 蒸気：送り圧力の下限値からの逸脱を温度に換算した場合に、下限値からの逸脱の範囲が低温側に 10 度以下の場合

### (3) 記載注意事項

- ①事故発生箇所の分類は別表 1 により、原因の分類は別表 2 による。
- ②様式中の「事故の原因」については、事故を引き起こした原因となった事象について記入すること。例えば、他工事によって地盤の不等沈下が発生した場合は、「他工事」として計上すること。
- ③様式中の「事故の状況」の欄の 2 以上に該当する事故の場合にあっては、その発生の状況に応じ、最初に現れた状況に該当する欄に計上し、それに伴い発生した状況については、その該当欄に（ ）を付して、外数として計上すること。
- ④需要家の管理に属する設備（以下「需要家側設備」という。）に起因して、他の需要家の熱供給の受入れを停止し、又は緊急に制限した場合（熱供給の受入れを停止し、又は緊急に制限した範囲が当該需要家のみである場合を除く。）は、事故発生箇所の分類を「その他の熱供給施設」として計上すること。

## 3. 速報及び詳細に係る事項

### 3-1. 速報及び詳細の用語の定義に係る事項

規則第 27 条第 1 項の表中の用語の定義は、次のとおりとする。

#### (1) 熱供給施設を操作すること

主に、熱供給施設の操作員のヒューマンエラーに起因して発生した事故を想定しており、例えば、熱供給施設の操作手順書等に記載されている本来の操作手順と異なる操作を行うことなどが挙げられる。また、熱供給施設の誤動作防止のための操作を行わないことや、点検後の復旧作業において規定どおりでない状態のままにしておくことなど、熱供給施設が本来あるべき状態に操作しないことも含む。さらに、操作員のヒューマンエラーに起因する場合だけでなく、組織的な判断・対応等に起因する場合（例：マニュアルの不整備による事故）も対象となる。

## (2) 死傷

事故発生から5日（120時間）以内に死亡したもの及び負傷、酸素欠乏症等であって、医師の診断により加療を要すると認められるものをいう。なお、負傷、酸素欠乏症等のうち、医師により、全治30日以上を負傷等と診断されたものは「重傷（重症）」といい、全治30日未満を負傷等と診断されたものは「軽傷（軽症）」という。

## (3) 供給支障

熱供給施設の欠陥、損傷、破壊など熱供給施設自体に起因するか、熱供給施設の操作に起因するか、又は停電など他の要因に起因するか否かを問わず、熱供給を停止し、又は緊急に制限したことをいう。ただし、以下の場合には供給支障として扱わない。

- ①保守作業による導管取替工事など計画的に熱供給を停止した場合
- ②熱供給による災害の発生を防止するため、予防保全を目的として熱供給を停止した場合（熱供給施設の欠陥、損傷又は破壊に係る場合を除く。）
- ③需要家側設備の操作権限を有する建物管理者等が当該設備を誤操作して熱供給の受入れを停止し、又は緊急に制限した場合（熱供給の受入れを停止し、又は緊急に制限した範囲が当該需要家のみである場合に限る。）
- ④需要家側設備の欠陥、損傷若しくは破壊により熱供給の受入れを停止し、又は緊急に制限した場合（熱供給の受入れを停止し、又は緊急に制限した範囲が当該需要家のみである場合に限る。）
- ⑤熱供給の供給条件からの逸脱が、以下のいずれかに当てはまる場合
  - (i) 水：送り温度の上限値からの逸脱の範囲が高温側に5度以下の場合又は送り温度の下限値からの逸脱の範囲が低温側に5度以下の場合（圧力の逸脱が生じている場合を除く。）
  - (ii) 蒸気：送り圧力の下限値からの逸脱を温度に換算した場合に、下限値からの逸脱の範囲が低温側に10度以下の場合

## (4) 主要な熱供給施設

ボイラー、冷凍設備、熱交換器、循環ポンプ、サブステーション、導管、受変電設備、冷却塔、コージェネレーション設備及び蓄熱槽をいう。

### 3-2. 速報の取扱いに係る事項

規則第27条第1項に定める速報の取扱いについては、次のとおりとする。

#### (1) 速報の意義及び提出期限

速報の意義は、熱供給事業者が事故の発生を速やかに経済産業省商務流通保安グループガス安全室（以下単に「経済産業省」という。）に報告し、当該報告を受けた経済産業省が、当該事故の社会的影響度等に応じて、その内容を関係者に周知することにより、事後の対策、関係各方面との折衝等を円滑に行うことにある。

このため、熱供給事業者は、事故が発生した時から48時間以内に、可能な限り速

やかに報告を行うものとする（復旧が完了する前に報告することが望ましい）。

なお、事故が発生した場合には、当該事故が報告の対象となる事故か否か確認されていない段階であっても、その可能性が十分に高いと判断される場合には、原因が判明するまで待つことなく速やかに報告を行うものとする。

## （２）報告の方法

速報は、電話、ファクシミリ、電子メールその他適切な方法で行うこととする。

## （３）報告事項

速報には、次に掲げる事項等を盛り込む必要があるが、その報告は、簡潔で要領を得た内容であり、かつ、迅速な報告でなければならない。よって、報告事項のうち不明な点があっても、まずは第一報の報告を行い、その後、新しい情報が入り次第、改めて第二報以降の報告を行うこととする。また、報告内容を訂正する必要が生じた場合も同様の取扱いとする。

なお、速報については、情報の確実な把握・分析のため、別紙に示す様式に基づいて報告を行うことが望ましい。

### （主な報告事項）

- ①事故発生の日時
- ②熱供給事業者の覚知日時
- ③熱供給事業者名及び報告者氏名並びに連絡先（電話番号）
- ④事故が発生した場所の住所及び施設名
- ⑤事故発生の熱供給施設
- ⑥（事故発生場所への）熱供給の媒体
- ⑦事故の内容
- ⑧被害状況（供給支障、人損及び物損）
- ⑨事故の原因
- ⑩事故に対する応急措置
- ⑪復旧対策
- ⑫公的機関の出動状況

## 3-3. 詳細の取扱いに係る事項

規則第27条第1項に定める詳細の取扱いについては、次のとおりとする。

### （１）詳細の意義及び提出期限

詳細の意義は、経済産業省及び熱供給事業者が一体となって事故原因を迅速かつ徹底的に究明し、効果的に事故の再発防止を図ることにある。そのため、熱供給事業者は、事故が発生した日から起算して30日以内に、可能な限り原因究明及び再発防止策の検討を行い、その結果について経済産業省に報告を行うことが求められる（ただ

し、警察当局において捜査中である場合は、その旨を記載すること。)

(2) 報告の方法

規則様式第21に基づき、文書で報告を行うものとする。

(3) 報告事項

- ①「事故発生の熱供給施設（導管）」については、別表3の中から事故が発生した施設を選択し、記載すること。
- ②「事故の内容及び被害状況」の欄について、人的被害を記載する場合は、負傷、酸素欠乏症等の症状のほか、死亡、重傷（重症）又は軽傷（軽症）の区分をあわせて記載すること。なお、判断が困難な場合は、経済産業省に相談すること。
- ③「事故の原因」については、単に「作業員の施工ミス」や「作業員の誤操作」などとし、有効な再発防止策の策定に繋げることができるように、事故が発生した原因を様々な視点から分析した上で記載すること。
- ④「事故発生の防止対策」については、「事故の原因」を踏まえて、合理性及び有効性を検討して記載すること。

4. 熱供給施設に準ずる施設を設置している者への準用

1. 及び3. の規定は、熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第24条に規定する者に関し準用する。

附 則

1. この規程は、平成28年4月1日から施行する。
2. この規程の施行前に生じた熱供給施設に係る事故に関する報告については、なお従前の例による。

(別表1)

事故発生箇所別分類表

事故発生箇所	内容
ボイラー	ボイラーには、ボイラー本体、附属設備並びにボイラー本体から各配管及びダクトの第1バルブまでに設置されている設備が含まれる。
冷凍設備	冷凍設備（ヒートポンプ及び冷温水発生機を含む。）には、冷凍設備本体、附属設備及び冷凍機本体から各配管の第1バルブまでに設置されている設備が含まれる。ただし、サブステーション内の冷凍設備は含まない。
熱交換器	熱交換器には、熱交換器本体及び熱交換器本体から各配管の第1バルブまでに設置されている設備が含まれる。
循環ポンプ	循環ポンプには、循環ポンプ本体、附属設備及び循環ポンプ本体からその附属設備の第1バルブまでに設置されている設備が含まれる。ただし、サブステーション内の循環ポンプは含まない。
サブステーション	サブステーションには、サブステーション本体及びサブステーションの躯体の出入口からサブステーション内部までに設置されている設備が含まれる。
導管	本支管、供給管及び附属設備をいう。
その他の熱供給施設	受変電設備、冷却塔、コージェネレーション設備、蓄熱槽、配管、制御設備等、上記のいずれの分類にも該当しないものをいう。

(別表2)

原因別分類表

原因別		内容
大分類	小分類	
自然現象	暴風雨	雨、風、暴風雨等によるものをいい、これらにより倒壊した建物等による熱供給施設の破壊を含む。
	地震	地震によるものをいう。
	水害	洪水、高潮、津波等によるものをいう。
	山くずれ	山くずれ、地すべり等によるものをいう。
	その他	雷、凍結等によるものをいう。
火災		熱供給施設に近接した建物等の火災によるものをいう。
停電		停電によるものをいう。
熱供給施設の不備	製作不完全	熱供給施設の設計、製作材質等の欠陥によるものをいう。
	施工不完全	建物の施工や、補修等の工事の欠陥によるものをいう。
	自然劣化	製作、施工及び保守に特に欠陥がなかったにもかかわらず、熱供給施設の材質や構造等に劣化が生じたものをいう。
	保守不備	巡視、点検、手入等の保守の不完全によるものをいう。
熱供給施設の誤操作		作業員（自社又は委託先等の職員で熱供給施設関係の作業に従事している者をいう。以下同じ。）の過失によるものをいう。
他工事		導管の周囲において熱供給事業者以外の者が行う熱供給施設以外の施設の工事中における作業によるものをいう。
地盤の不等沈下		地盤の沈下、地盤変状によるものをいう。
交通量の激化（交通に伴う振動等）		車両等の交通に伴う振動、衝撃等によるものをいう。
導管工事		作業員が行う導管の工事中の作業によるものをいう。
その他		上記のいずれの分類にも該当しないものをいう。

(別表3)

熱供給施設別分類表

ボイラー	
冷凍設備	吸収式冷凍設備
	ターボ冷凍設備
	ヒートポンプ
	冷温水発生機
熱交換器	
循環ポンプ	
サブステーション	
導管	
その他の熱供給施設	受変電設備
	冷却塔
	コージェネレーション設備
	蓄熱槽
	配管
	制御設備
	その他



(別紙)

## 熱供給事故速報 (第 報 年 月 日 ( ) 時 分 現在)

1. 事故発生の日時	年 月 日 ( ) 時 分		
2. 熱供給事業者の覚知日時	年 月 日 ( ) 時 分		
3. 熱供給事業者名及び報告者氏名並びに連絡先 (電話番号)	熱供給事業者名 ( ) 報告者氏名 ( ) 連絡先 ( )		
4. 事故の発生した場所の住所及び施設名	住所 ( ) 施設名 ( )		
5. 事故発生の熱供給施設	①ボイラー ( ) ②吸収式冷凍設備 ( ) ③ターボ冷凍設備 ( ) ④ヒートポンプ ( ) ⑤冷温水発生機 ( ) ⑥熱交換器 ( ) ⑦循環ポンプ ( ) ⑧サブステーション ( ) ⑨受変電設備 ( ) ⑩冷却塔 ( ) ⑪コージェネレーション設備 ( ) ⑫蓄熱槽 ( ) ⑬配管 ( ) ⑭制御設備 ( ) ⑮需要家側設備 ( ) ⑯その他 ( )		
⑰導 管	設置環境	① 埋設      ②洞道      ③屋外架空	
	管材料		
	漏えい箇所	① 管体      ②継手部      ③その他 ( )	
	設置年月	年 月	口径 mm

6. (事故発生場所への) 熱供給の媒体		① 蒸気      ② 温水      ③ 冷水 (標準供給温度：      ℃      標準供給圧力：      MPa)
7. 事故の内容 (現場の状況が分かる 写真、図面等を添付すること)		① 供給支障    ② 死傷事故    ③ 広範囲の天災等による損壊・供給支障 〔事故概要〕
8. 被害状況	供給 支障	有    無    確認中  (有の場合) 熱供給事業を営む一の地域内 需要家数    :      戸 供給支障数 :      戸      (支障率 :      %) 供給支障時間 : [    時    分    ~    時    分 ] ( 時間    分 ) [    ] 内に、供給支障が発生した時間を記入すること。 (    ) 内に、供給支障が発生した合計の時間を記入すること
	人損	有    無    確認中  (有の場合) 死傷者                  名 うち死亡者              名 負傷者                  名 (重傷(重症)者      名、軽傷(軽症)者      名)
	物損	有 (                                  )    無    確認中
9. 事故の原因		① 自然現象    ② 火災      ③ 停電      ④ 熱供給施設の不備 ⑤ 熱供給施設の誤操作    ⑥ 他工事 (事前照会の有無 :    有    無) ⑦ 地盤の不等沈下    ⑧ 交通量の激化 (交通に伴う振動等) ⑨ 導管工事    ⑩ その他 (                                  ) ⑪ 不明 (    月    日    時    分現在) 〔事故原因〕

10. 事故に対する応急措置	措置済      措置中
	〔措置内容〕
11. 復旧対策	①復旧済 (      月      日      時      分) ②復旧見込 (      月      日      時      分) ③不明 (      月      日      時      分現在)
	〔復旧対策〕
12. 公的機関の出動状況	消防 (有 無 不明)      警察 (有 無 不明)
	〔出動状況〕
13. 補足情報	

注) 日付は和暦で記載し、時刻は午前・午後ではなく、0～24時で記入すること。  
また、第1報は、分かる範囲の情報でも良いので、迅速に報告を行うこと。